

「大阪府教育振興基本計画(素案)」に対するご意見と大阪府・大阪府教育委員会の考え方

○募集期間

平成24年12月26日(水曜日)から平成25年1月25日(金曜日)まで

○募集方法

郵便、ファクシミリ、電子申請

○提出人数及び意見数

意見提出人数	158(人・団体)
総意見数	279件
同趣旨の意見を集約した意見数	133件

○ご意見と大阪府・大阪府教育委員会の考え方

番号	ご意見(要約)	府・府教委の考え方
【総論】		
1	「教育力」の言葉があいまいで、誰を対象にどう充実するのかわからない。	「教育力」について、用語解説に記載することとしました。
2	教育活動を画一的に数値目標化することはやめてください。	施策の進捗管理を行っていく上で、一定の指標は必要と考えております。
3	過度の競争教育が児童生徒の健全な発達を阻害しているという国連の勧告にしたがい、現状を見直すべき。	子どもたちが互いに認め合いながら切磋琢磨して高め合うことは、子どもたちの成長にあたって重要と考えております。
4	教育予算の増額など教育条件の整備を。	すべての子どもの学びを支援する観点から、教育環境の整備をすすめることを記載しております。予算につきましては、毎年度の予算審議を踏まえて事業推進を図っていくこととなります。
5	計画に反対。撤回すべき。	大阪の教育を総合的かつ計画的に推進していくためには、大阪の教育に関与するすべての者が理念を共有し、取組みをすすめる必要があることから、大阪府教育振興基本計画審議会における審議等を踏まえ、計画(素案)をとりまとめたところです。
6	学校組織は教員だけで成り立っているのではなく、事務職員や栄養職員、現業職員も重要な部分を担っている。「教員」ではなく「教職員」とすべき。	事務職員等についても対象としている部分については、ご意見を踏まえ、修正いたしました。
【第1章 計画の策定にあたって】		
7	各市町村においても振興計画を策定し、府と市町村の間で連携を深めていただきたい。市町村間で財政力の差が生じる場合などの方策も検討していただきたい。	地方公共団体における教育振興基本計画の策定については、教育基本法において努力義務とされており、各地方公共団体が主体的に判断するものです。市町村への支援については、大阪府としては、市町村の自主的な取組みが促進されるよう取り組んでいきたいと考えております。
8	中央教育審議会答申でも府(・府教委)と市町村(・地教委)の関係・役割は、「指導」よりも「支援」となっている。「連携」の文言を「支援」または「支援・連携」とするべき。	市町村教育委員会との関係については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、指導・助言を行うとともに、適切な役割分担に留意しながら支援や連携を行うこととしております。

9	PDCAサイクルが推進されると、すぐに結果が出る事柄だけに教育活動が矮小化される危険性がある。	基本計画に基づき平成25年度から29年度までの5年間で実施すべき具体的な事業について、今後、『事業計画』をとりまとめていく予定です。その中で、各事業の工程について示していきたいと考えております。
10	PDCAサイクルは、運用にとらわれるとそれ自体が目的になり形骸化するおそれがある。目的・目標が明瞭でなければならない。	基本計画に基づき平成25年度から29年度までの5年間で実施すべき具体的な事業について、今後、『事業計画』をとりまとめていく予定です。その中で、基本的な目標へ向けた実現すべき指標を設定していきたいと考えております。
11	計画の進行状況の報告をホームページなどで発表して周知徹底してください。	計画の進捗管理にあたっては、目標や施策の基本的方向、重点取組の実施状況などについて点検・評価を行い、その結果をとりまとめた報告書を作成し、府議会に提出するとともに、ホームページへの掲載等、府民の皆様公表することとしております。
【第2章 大阪の教育を取り巻く状況】		
12	「国際化」に適応した人材とは、異文化理解を基本とし、幅広い教養と視野に立ち、発信していくことのできる人材。グローバル化、国際化の教育のあり方を再考するべき。	ご意見のとおり、これからのグローバル化する社会においては、コミュニケーション能力のみならず、異文化理解や幅広い教養を身に付けることが必要と考えております。そのため、基本方針4において、国際理解教育や多文化共生の取組みを引き続き推進するとともに、基本方針1においては「基礎・基本」の確実な定着と「活用する力」の育成、基本方針1・2においては英語教育の推進に取り組むこととしております。
13	「格差の増大と固定化」を示す資料や現状については、全国でも最も高い「就学援助率」、「生活保護受給率」、「ひとり親家庭率」などの統計資料等を記載するべき。	全国に比して大阪においては所得300万円未満の世帯の増加が著しいことを示す「所得階層別世帯割合の変化」を資料として掲載しているところです。
14	解決すべき最重要課題は、社会的格差が学力格差と密接に関連していること。そのことを加筆すべき。	第2章「大阪の教育を取り巻く状況」において、格差の増大と固定化として、経済的な格差と進学機会との相関関係について記載しているところであり、こうした点を踏まえて、教育振興の目標として、「すべての子どもの学びの支援」を位置づけ、置かれている環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが社会での自立に必要な知識・能力を身に付けられるよう、学習機会を確保することとしているところです。
15	P12に豊能地区3市2町への教職員人事権の移譲が記載されている。現状の総括なしに事実のみ記載するのは如何か。	教育をめぐる動きとして地方分権の推進があり、その一例として大阪府における教職員人事権の移譲を取り上げております。
【第3章 大阪の教育がめざすもの(基本的な目標)】		
16	「めざす目標像」は誰のための「人づくり」なのか。国際競争を勝ち抜く企業の論理と現在の社会を支える人づくりになっているのではないか。本来教育は、子どもたち自身のためのものであり、自分の存在をかけがえのないものであるという自尊感情を持たせることが大事。	自分の存在をかけがえのないものであるという自尊感情を持つことは重要であると考えており、そのため、めざす目標像として「自らの力や個性を発揮して夢や志」をはぐくむことを掲げ、その内容として「自分に自信」を持つことを進めることとしております。こうした視点に加え、国際化・経済のグローバル化等が進展する中、社会の変化に対応した力を子どもたちが身に付けることも重要であり、その点も踏まえ、「大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり」を目標として掲げております。

17	競争に勝ち抜くのではなく、協力や理解し合うことが大切。	子どもたちが互いに協力や理解し合う力を身に付けることは重要であると考えており、そのため、めざす目標像として「違いを認め合う」ことを基本的な目標に掲げ、その内容として「自分の大切さと共に他の人の大切さを認め、互いに助け合うこと」を進めることとしております。
18	知識や技能を身につけさせて競争にかりたてる前に、一人ひとりを人間として尊重することを教育の目標に据えるべき。	一人ひとりを人間として尊重する態度をはぐくむことは重要であり、そのため、めざすべき目標像として、「違いを認め合う」ことを掲げ、その内容として「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」を進めることとしているところです。加えて、「自らの力や個性を發揮して夢や志を持つこと」についてもめざす目標像として位置付け、子どもたち一人ひとりの尊重に取り組むこととしております。
19	子どもたちを権利の主体として尊重することを明記すべき。	基本的な目標を設定するに当たっての視点として、「個々の幸せを最大限に尊重し、自らの人生の各ステージを豊かで充実したものとするための力をすべての子どもにはぐくむという「個」を大切にする」ことを記載しております。
20	「義務と権利」「貢献する意識」「愛国心」などを押しつけるのは止めてください。	個々の幸せを最大限に尊重し、個人を大切にする視点とあわせて「社会」との関わりを大切にする観点から、基本的な目標においても、「社会を支える人づくり」を掲げ、その内容として「社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感、規範意識を持ち、自立して社会を支える態度」のはぐくみを位置づけているものです。また、グローバル化が進展する中、自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、国や郷土に誇りを持つことは重要であると考えており、こうした点からめざす目標像の内容として「我が国と郷土への誇り」を持つことを位置づけております。
21	「すべての子どもの学びの支援」はぜひとも実施してほしいが、具現化するには困難な課題を克服しなければならない。	教育振興の目標として、「すべての子どもの学びの支援」を位置づけたところであり、この目標を達成するために、小中学校の教育力の充実や高校の教育力向上、障がいのある子ども一人ひとりの自立支援をはじめ、10の基本方針を掲げたところです。今後、「事業計画」や各年度の事業展開により、目標及び基本方針の具体化に取り組んでまいります。
22	「社会総がかり」とあるが、教育行政と福祉行政ならびに労働行政との連携など行政機関の総体で課題解決にむけてとりくむ「教育の総合事業化」が求められている。	本計画は教育委員会のみならず、知事が教育委員会と協議を行い、大阪府トータルとして策定するものであり、教育・福祉・労働等の関係部門が連携して取り組むこととしているものです。こうした点を踏まえ、4ページの図においても、「福祉・労働部門等」と記載しております。
23	「大阪の教育がめざすもの」は、弱肉強食と弱いものいじめを宣言したもの。	基本的な目標として、「違いを認め合う」こと、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認め合い、互いに助け合う」ことを掲げており、ご指摘の内容を目標とはしておりません。

【第4章 基本方針1】		
24	きめ細やかな指導・支援をするため、少人数学級編制をすすめてください。	少人数学級編制の推進については、重点取組①において、「少人数学級編制や少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の実態に応じたきめ細かい指導が図られるよう、市町村のニーズを踏まえた適切な人的配置などによる支援」することを記載しております。今後、国の動向を見極めながら、少人数・習熟度別指導の効果検証と併せて、検討を行います。
25	習熟度別指導を見直し、少人数学級を進めてください。	
26	大阪府学力一斉調査は中止してください。	大阪府学力・学習状況調査は、全国調査が抽出調査になったことを受け、平成23年度と24年度に実施したところ。平成25年度は全国調査が悉皆で実施されることから、府学力・学習状況調査の実施は予定していません。なお、全国調査については、今後、毎年悉皆で実施する方向で検討されています。このような状況も踏まえ、府独自の同種の調査の実施については、市町村教育委員会のご意見も聞くなど、検討していきます。
27	全国一斉の画一的な学力調査の結果は一面を表しているかもしれないが「学力」の総体を表すものとはいえ、点数だけを重視するのは教育をゆがめるおそれがある。	全国調査は、求められる学力である、「基礎的・基本的な知識・技能」や「課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」などをはかるものとして実施されています。そのため、調査結果を分析し、課題を把握し取組みの改善につなげることは、子どもたちに「確かな学力」を育む上で意義あることと考えております。
28	英語によるコミュニケーションのためには、まずは「日本語で」自分の考えや意見を正確に伝えられる生徒を育てることが必要であり、日本語教育の充実と行政支援の充実を記載すべき。	「自分の考えや意見を正確に伝えること」はあらゆる教科で必要であり、重点取組②において「言語活動の充実を図る指導の充実」に取り組むこととしております。
29	「生きる力」と「確かな学力」の定義づけが必要。	「用語解説」に記載しております。
30	「ICTを活用した指導」や「学習指導ツール等の学習教材を提供」など、特定のやり方を押しつけるのでは教育はよくならない。	子どもの状況に応じてICT機器や学習指導ツールなどの学習教材を効果的に活用することにより、日々の授業がより充実すると考えております。
31	英語教育に民間の優れたノウハウを積極的に取り入れてください。	今後とも、民間のノウハウも取り入れながら英語教育の充実を図ってまいります。
32	理科教育の充実に向けては、行政からの支援がなければ実験を増やすことは困難。	現行の「理科支援員配置事業」は平成24年度で終了しますが、25年度から学校設置者(市町村)を対象として、新たに「小・中学校における理科の観察・実験を支援する補助員を配置する事業」が国庫補助事業として実施されます。また、平成25年度から理科においても少人数・習熟度別指導を実施できることとしており、子どもたちの実態に応じたきめ細かな指導を行うことができます。さらに、授業づくりの研修等を通じて、効果的・効率的な観察・実験活動が行えるような支援を行っていきたいと考えております。

【第4章 基本方針2(1)】		
33	高校教育をいわゆる「適格者主義」にもとづき実施する時代ではない。「能力」の記載を削除していただきたい。	基本方針2(1)の基本的方向について修正いたしました。 なお、「自らの希望や能力に応じて」の能力とは、教育基本法における「能力」と同じく教育を受ける者それぞれが備えるあらゆる能力を総称するものであり、家庭の経済的な状況に関わらず、その能力に応じた適切な教育を受ける機会を提供するため、私立高校生等授業料支援補助金を拡充しているものです。
34	授業料無償化について、国の制度が変更になれば、大阪府が独自で行っている私立高校就学支援制度も変更されるのか？その場合の「公立・私立の定員」をどう設定するのか？	府の私立高校生等授業料支援補助金制度については、国の動向も見極めつつ、検討する必要があります。 なお、「公立・私立の定員」の設定については、私立高校生等授業料支援補助金の拡充に合わせ、従前の公私協議により公私の受入れ枠を設定する仕組みを見直し、公私トータルで高校進学予定者数を上回る募集人員を確保する仕組みに変更しています。
35	公立高校授業料無償化の見直しに伴い大阪府の私立高校無償化も見直すとのことだが、現場の中学校からの声を良く聞いてから制度変更してほしい。	私立高校生等授業料支援補助金制度の見直しにあたっては、生徒・保護者などの関係者の意見もお聞きしながら、検討することとしています。
36	給付制奨学金制度の創設をしてください。	給付型の奨学金事業については、大阪府育英会において、民間からの寄附金を活用し平成23年度から実施しているところです。今後とも、本事業の維持・拡充等を図り教育の機会均等に寄与するため、より一層、事業資金となる寄附金の確保に取り組み、修学支援策の充実に努めてまいります。 また、国において、平成22年度より実施している「公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度」について、平成26年度からの新制度実施に向け、現行制度の検証を行い検討することとしており、その中で、「高校・大学における給付型奨学金の創設」についても検討される予定です。 なお、大阪府独自の給付制奨学金の創設は困難です。
37	何を切磋琢磨するかが問題。受験のための教育に偏重している。	これまで人材育成に係る社会的要請や生徒・保護者の多様なニーズに応え、幅広く教育の機会を提供することを使命として、府立高校の教育内容の充実に取り組んできました。 今後も、公私が持てる強みや特色を生かしつつ、連携・協力をすすめ、大阪の将来を担う人材をとともに育ててまいります。
【第4章 基本方針2(2)】		
38	府立高校においても、授業改善の具体的な方向性や内容を盛り込むべき。	府立高校においては、平成22年度からすべての学校が生徒による授業アンケートを活用した授業改善の取り組みを進めてきました。平成25年度からは、本年1月に策定した府立高校共通の指針(高等学校「授業評価ガイドライン【Ⅱ】」)に基づき、より「魅力的な授業」「わかる授業」の実現に努めてまいります。

39	グローバルリーダーズハイスクールなど特定の生徒に予算、教育投資など重点配分するのは差別。	進学指導特色校(グローバルリーダーズハイスクール)は、生徒の学習ニーズや保護者・府民の府立高等学校における進学指導の充実を求める声に応えるため、特色づくりの一環として設置しました。今後も、人材育成に係る社会的要請や生徒・保護者の多様なニーズに応え、幅広く教育の機会を提供することを使命として、府立高校の教育内容の充実に取り組んでまいります。
40	大阪にはアジア諸国にルーツを有する人々が多く生活しており、府立高校で正規教員が採用され、韓国語・朝鮮語や中国語を多くの生徒が学んでいることは全国にも誇るべき取り組み。この成果をどう発展させるのかという視点に立った計画を策定すべき。	府教育委員会では、生徒が府立高校において、韓国・朝鮮語、中国語とその文化や歴史、生活習慣などについての学ぶことができるよう非常勤講師や大阪府韓国・朝鮮語指導員(NKT)、大阪府外国人中国語指導員(NCT)を雇用、配置しています。今後も、教育内容の充実を図るとともに、その成果を広く発信していけるよう取り組んでまいります。
41	P21。厳しい世の中であっても、「受かる大学(学部)」よりも本人の夢・希望に向かっていかせる進路指導をしていただきたい。	生徒が夢や希望をもって自分の意思と責任で進路を選択することが大切と考えており、基本方針4重点取組⑩に示させていただいております。
42	大阪においては、総合学科高校が府立高校改革の先導的役割を果たしており、その目指してきた視点・理念を計画に反映するべき。	府立高校においては、これまでから「教育改革プログラム(平成11年)」や「大阪の教育力」向上プラン(平成21年1月)」等に基づき、総合学科高校をはじめ、特色ある学校づくりをすすめてきました。現在、「府立高等学校再編整備方針」を策定中であり、その中で今後の方向性を示してまいります。
43	多様化しすぎた高校を普通科に戻すことが必要。	中学校卒業後の生徒の大半が高校に進学し、生徒の学習ニーズが多様化する中で、生徒一人ひとりの興味・関心や適性、進路希望等に応じて、多様な学習と幅広い進路選択が可能となるよう、府立高校の特色づくりをすすめてきました。今後も、各学校の魅力や特色をさらに高め、府立高校が担うべき役割を確実に果たしていくことが重要と考えております。
44	切磋琢磨の中にあつて、セーフティネットはぜひとも堅持していただきたい。	基本方針2(1)の基本的方向において、「就学セーフティネットの観点から、意欲あるすべての子どもが高校教育を受けることができるよう、公私あわせて高校への就学機会を確保します。」との考え方を示しています。
45	通信制の希望者は全員受け入れて学習支援をするべき。	高等学校への入学については、入学者の選抜に基づくこととしております。なお、重点取組⑦において、「学びの「セーフティネット」の整備」として、「中学校段階での不登校や学習のつまずきに対応するため、通信制の課程の充実や生徒の学び直しを支援する役割を担う学校を新たに整備するなど、「セーフティネット」の枠組みを再構築」することとしております。
46	府立高校において、障がいのある生徒がいるかいないかにかかわらず、「ともに学び、ともに育つ」教育は推進するべきであり、その旨が分かる表現に変更すべき。	「ともに学び、ともに育つ」教育については、今年度もフォーラムを開催するなど推進を図っているところであります。また、基本方針3の基本的方向と重点取組⑮に示させていただいております。

47	府立高校にいる発達障がいや様々な配慮を有する生徒の教育を保障する条件整備を行ってください。	「障がいのある生徒の高校生活支援事業」において、障がい等により配慮を要する生徒に対する教育環境の整備を行っております。また、基本方針3の基本的方向と重点取組⑮⑯に示させていただいております。
48	中高連携について記載すべき。	基本方針1において、生徒一人ひとりの育ちの継続的・系統的な支援や学びの連続性を図るため、校種間連携に取り組むことを記載いたしました。
49	学校によって自動販売機等の設備に不公平がないようにしてほしい。	府立学校における自動販売機については、個々の学校の食堂業者等の申請に基づいて、生徒等の利便のために、学校運営に支障の無い範囲で当該学校が行政財産目的外使用許可を行っております。
50	府立学校におけるアスベスト対策に触れる必要がある。	施設整備にあたっては、アスベスト等の安全対策などにも配慮する旨を基本方針8重点取組⑳に記載することとしました。
51	公立高校の学区全廃はやめてください。	府立高校の通学区域については、大阪府立学校条例第2条3項において、「高等学校の通学区域については、平成26年4月1日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。」と規定されました。 これに基づき、平成24年12月の教育委員会会議において、通学区域を府内全域とすることを決定しました。平成25年1月には中学1、2年生を対象としたリーフレットを作成し周知を図っております。
52	学区が府内全域となって、正確な情報を生徒・保護者に提供することができるのか。交通の便の良い学校に集中し、不便な高校は定員割れになるのではないのか。	重点取組⑪において、進路選択を支援するための情報提供として「学校情報や入試情報等の積極的な公表・公開や学校説明会の充実など広報の強化に取り組み、生徒の主体的な進路選択を支援します。」との考え方を示しています。
53	通学区域の拡大に向けた「生徒・保護者への情報発信」「中学校における適切な進路指導の実施に向けた支援」とは、具体的にどのようなことか。	学校情報の発信については、各府立高校において、体験入学や学校説明会、ホームページを活用した情報提供など広報活動の充実を図るほか、府立高校進学フェアの開催、公立高等学校等ガイドの作成のほか、ホームページ上で学校情報が検索できるシステムを構築・運営することとしています。 また、中学校における進路指導への支援については、各地区の進路指導の核となる中学校を支援し、進路指導情報の分析、共有等、各中学校における進路指導の充実を図ってまいります。
54	中学校現場に困難を広げる前期後期入試制度をやめてください。	平成25年度入学者選抜については、昨年1月から3回にわたり、学識関係者や中学校・PTA・高等学校など選抜関係者による「入学者選抜制度の改善に関する検討会議」において、「前期・後期選抜の再編」「選抜日程の繰り上げ」「多様な選抜方法」について議論を行いました。 その報告を踏まえ、「公立高校は就学機会の保障という役割を担うことを前提とすること。」「中学校教育に与える影響には十分配慮すること。」「今回の改善は制度に関する当面の課題への対応とすること。」という考えに基づき、制度の改善を図ったところです。 選抜の改善に向けては、今後とも研究してまいります。

55	選抜内容は軽々に変更されるべきではない。十分に時間をかけて議論・検証を行った上での変更でないといけない。	平成25年度入学者選抜については、昨年1月から3回にわたり、学識関係者や中学校・PTA・高等学校など選抜関係者による「入学者選抜制度の改善に関する検討会議」において、「前期・後期選抜の再編」「選抜日程の繰り上げ」「多様な選抜方法」について議論を行いました。 その報告を踏まえ、「公立高校は就学機会の保障という役割を担うことを前提とすること。」「中学校教育に与える影響には十分配慮すること。」「今回の改善は制度に関する当面の課題への対応とすること。」という考え方にに基づき、制度の改善を図ったところです。
56	絶対評価では、評価による学校間格差が生じれば、試験の点数だけで判断せざるをえなくなる。	府立高校の入学者選抜における調査書への「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」の導入については、平成24年8月に決定しました。 今後は、選抜における活用方法を検討するとともに、評価に関する参考資料の作成や研修会の実施など、中学校の支援に取り組んでまいります。
57	公立高校の統廃合はやめてください。	府内公立中学校卒業生数の推計では、平成26年以降減少に転じ、その後、平成33年まで引き続き減少していく見込みです。 今後は、生徒数減少の動向と府立高校への志願状況の変化も見据えながら、これまでの特色づくりの検証や社会のニーズを踏まえた教育内容の充実と、就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校の配置を両輪として、活力ある学校づくりをめざした再編整備を計画的に推進してまいります。
58	3年連続で定員割れの高校を再編整備の対象にすることはやめてください。	大阪府立学校条例第2条第2項において、「入学を志願する者の数が3年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。」と規定しています。 志願者が3年連続して定員に満たない状況が生じた場合は、この規定を踏まえ、改善の見込み等について十分見極めながら、再編整備などの対応について判断してまいります。
【第4章 基本方針2(3)】		
59	無償化拡大によって、私立高校においても募集定員を大きく上回る学校と逆に大きく下回る学校に二極化していることを記載すべき。	私立高校の入学者数については、私立高校生等授業料支援補助金制度のほか、生徒・保護者の教育ニーズ、公立高校の入試状況等、様々な要因により変動するものと考えております。
60	経常費助成の配分方法をあらため、どの子にも行き届いた私学教育を保障してください。	経常費補助金は、授業料支援補助金の拡充に伴い、学校間の切磋琢磨を促すため、原則として生徒単価均等となる「パーヘッドの原則」で配分しているところです。
【第4章 基本方針3】		
61	大阪においては、障がいの有無にかかわらず、「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」教育、全国に誇るインクルーシブな学校づくりがすすめられている。こうした観点を「現状と課題」等に記載すべき。	基本方針3の「現状と課題」において、「『ともに学び、ともに育つ』教育をさらに推進する」とし、これまでの取り組みを踏まえながら、今後さらに進めていくという論旨にしております。

62	支援学校在籍者数の記載はあるが、支援学級、通級指導教室の現状に関する記載がなく、現状と課題に記載すべき。	ご意見の趣旨は、基本方針3の基本的方向の中に盛り込ませていただいています。また、重点取組⑮「小・中学校の教育環境の整備」において、支援学級や通級指導教室の増設等、小・中学校の教育環境の整備に取り組むこととしております。
63	支援学校では定員・規模がなく、教室を間仕切りにして使うのが当たり前になっている。過大・過密の解消のために新校整備を進めてください。	ご意見の趣旨は、重点取組⑮「府立支援学校の教育環境の整備」に盛り込ませていただいております。
64	枚方地域や泉北泉南地域では新校整備後も200名を超える規模になるため、さらなる環境整備が必要。	
65	北河内の支援学校はどこも満杯状態。平成26年度末閉校予定の交野支援学校四條畷校を存続させてください。	交野支援学校四條畷校は、新校が開校するまでの仮校舎として開設したものであり、その後の対応については、平成25年度までに将来の児童生徒数の再推計を行い、検討することとしております。
66	支援を必要とする子供たちが増えている中で、現在の公立学校では支援学級担任と現学級の担任との間に諸問題の共有が難しく、手厚い・細やかなという表現は、現実味がないように感じる。	支援教育は、すべての学校において、すべての教職員が共通理解の下、組織的に進めなければなりません。一貫した支援の充実に向け、重点取組⑰「一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実」において「個別的教育支援計画」の作成・活用の促進、支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実に取り組むこととしております。
67	地域の小中学校では「共に学び、共に育つ」教育のための条件が整っておらず、すすめるための施策を全面に掲げるべき。	ご意見の趣旨は、基本方針3の基本的方向と重点取組⑮「小・中学校の教育環境の整備」に盛り込ませていただいております。
68	障がいの種別の支援学級の設置、通級指導教室の増設、加配教員の大幅な増加などを早急にお願います。	ご意見の趣旨は、重点取組⑮「小・中学校の教育環境の整備」に盛り込ませていただいております。
69	通常学級で障がい児も含めた学級定数としてください。	学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて行っております。
70	普通科高校の障害のある子どもの受け入れ定員を増やし、担当教員も増やしてください。	ご意見の趣旨は、重点取組⑮「高校における障がいのある生徒の学習機会の充実」に盛り込ませていただいております。 なお、高等学校の普通科の募集人員については、知的障がい自立支援コースを除いて障がいの有無による設定は行っておりません。なお、入学者選抜においては、障がいがあるという理由で、不合理な取扱いがなされることのないよう、例えば、検査時間の延長、学力検査用紙の拡大、介助者の配置等、障がいの状況に応じた受検上の配慮を行っています。
71	自立支援推進校・共生推進校だけでなく、全ての府立高校に障がいのある生徒が入学できる教育条件を整える必要がある。	ご意見の趣旨は、重点取組⑮「高校における障がいのある生徒の学習機会の充実」及び重点取組⑰「すべての学校における支援教育の専門性向上」に盛り込ませていただいております。
72	自立支援推進校・共生推進校の充実とあるが、あまりに歩みが遅い。	ご意見の趣旨は、重点取組⑮「高校における障がいのある生徒の学習機会の充実」に盛り込ませていただいております。

73	支援学校高等部においては、職業学科だけでなく、社会への移行期にふさわしい教育課程や専攻科の設置の検討を。	ご意見の趣旨は、重点取組⑩「府立支援学校における就労支援の充実」に盛り込ませていただいております。 生徒の障がいの状況に応じた、社会人としての生活習慣や職業意識の確立、職場体験実習をはじめとする実践的な職業教育の充実等、関係機関と連携しながら進路指導に努めてまいります。
74	特別支援教育コーディネーターの果たす役割は非常に大きく、専任で配置してください。	支援教育は、すべての学校において、すべての教職員が共通理解の下、組織的に進めなければなりません。ご意見の趣旨は、重点取組⑪「すべての学校における支援教育の専門性向上」に支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、支援教育コーディネーターをサポートする府立支援学校のセンター的機能の発揮を記載しております。
75	定年を迎える実践経験豊かで指導力のある方に現場に残っていただき、若い教職員に指導して専門性が保てるようにしてください。	府教育委員会では、現在、定年退職者の知識・経験を活用するため、再任用教職員として学校現場に配置しています。
76	「障がいのある」子どもの自立に焦点を当てすぎではないか。障がいのあるなしにかかわらず、学級集団や学校全体での「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」教育を推進することを記載すべき。	「ともに学び、ともに育つ」ことを原則に、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育が行われるようにすることが重要であると考えております。ご意見の趣旨は、基本方針3の基本的方向の中に盛り込ませていただいております。
77	障がいのある子どもの社会的自立支援について、障がいの重い子どもの施策も入れてください。	ご意見の趣旨は、重点取組⑫「個別の教育支援計画」等の充実と活用促進」に盛り込ませていただいております。 医療的ケア等も含め、「個別の教育支援計画」を軸とした指導の充実に努めてまいります。
78	地域の小中学校支援学級にいた子どもたちが高等学校で本人に合ったプログラムを受けられるようにしてほしい。	一貫した支援の構築に向けては、校種間での円滑な引継ぎが重要であると認識しています。 ご意見の趣旨は、重点取組⑬「個別の教育支援計画等の充実と活用促進」に盛り込ませていただいております。
79	これ以上支援学校を増やさず、地域の学校で障がいをもつ児童及び生徒が快適に学校生活がおくれる様、普通学級において必要な支援を行うこと。 普通学級籍と支援学級籍の重複籍を認め、障がいをもつ児童及び生徒が普通学級で孤立しないようにすること。	障がいのある児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう、教育環境の整備、校内支援体制の充実に努めてまいります。 府立支援学校におけるセンター的機能を活用し、地域の小中学校への巡回相談等を実施するとともに、関係機関、専門家との連携・協力のもと、すべての教職員の支援教育の専門性向上を図ってまいります。 また、小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒への指導・支援の充実を図るため、通級指導教室の設置を進めます。
80	大阪府内の全ての公立高校において、入学定員の5%を知的障がいをもつ生徒を入学させ、進級及び卒業出来るようにすること。 高等支援学校を廃止して、障がいをもつ生徒と障がいをもたない生徒が共に職業に関する専門教育を受けて、障がいをもつ生徒と障がいをもたない生徒が共に就職すること出来る公立高校を、福祉圏域に2箇所以上整備すること。	重点取組⑭において、知的障がいのある生徒が、高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校の充実を図っていくこととしております。 また、障がいのある生徒の就労の実現に向け、重点取組⑯において、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の整備を進めるとともに、教育・福祉・労働等の関係部局が連携をし、就労に向けた支援体制の充実に取り組んでまいります。

81	医療的ケアは必要な児童及び生徒が地域の学校において、快適に生活できるよう、全ての教職員が医療的ケアが出来るよう、学校において医療的ケアに関する研修を行うこと。 個別支援プログラムを作成したり、見直すときに、障がい当事者などがかわられるようにすること。	ご意見の趣旨は、重点取組⑪「個別的教育支援計画等の充実と活用促進」に盛り込ませていただいております。 医療的ケア等も含め、「個別的教育支援計画」を軸とした指導の充実に努めてまいります。
82	府立高校に入学している発達障がいの生徒のための教育条件整備を。	高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒に対する指導・支援の充実は大切であると考えており、学校生活支援を行うための学習支援員によるサポートを行うとともに、基本方針3の重点取組⑩に示させていただいております。
【第4章 基本方針4】		
83	人間は教育現場と仕事現場で日々成長していく。職業教育は民間企業との連携が必須。官・産・教が一体となって進めていくべき。	大阪府では、「職業教育ナンバー1」という目標を掲げ、職業教育振興の取組みを進めており、その取組みの一環として、産業界や教育関係者(専修学校関係者)などとともに「大阪進路支援ネットワーク」を発足し、高校生に対する職業体験学習機会の提供など、官・産・教が一体となって職業教育の取組みを進めているところです。 また、工科高校等職業教育を主とする高校においては、外部の教育資源の活用のため、地域産業、行政、学校から構成する地域コンソーシアムの設置をすすめてまいります。
84	「伝統と文化を尊重する」ため、芸術・文化・演劇・音楽などの鑑賞事業を通じて子どもたちの感性を育てることなどに対する行政支援の充実を記載するべき。	ご意見の趣旨は、重点取組⑫に盛り込ませていただいております。大阪の有する多様な文化財を貴重な教育資源としてより積極的に活用することにより、子どもたちに、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する態度を育むことができるよう、取組みを進めてまいります。
85	文楽、能、狂言、オーケストラ、オペラ、ミュージカル、演劇、映画等の文化鑑賞会をして欲しい。	子どもたちが文化・芸術にふれる機会を広げるとともに、芸術を愛好する心情を育て心豊かな人格形成を図るよう、国事業等も活用しながら引き続き取り組んでまいります。
86	命の尊さが理解できるよう「命の教育」を推進することを記載するべき。	基本的な目標として、「自他の生命を尊重」することを掲げており、これに基づき、基本方針4の中で「生命を尊重する心」の育成や、基本方針5で「健康づくり」の推進、基本方針8で「自らの命を守り抜く力」の育成に取り組むこととしています。
87	子どもたちの人間性をはぐくむとあるが、社会との協調性や態度も悪いという現状をわかっていない。	今後とも現状を把握しながら道徳教育等により人間性をはぐくむ取組みを推進してまいります。
88	「日の丸・君が代」を強制するのはやめてください。	国旗掲揚、国歌斉唱については、学習指導要領に基づくとともに、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、適切に実施されるよう府立学校並びに市町村教育委員会を指導しています。

89	体罰・いじめによる自殺の再発防止の方針を明確に。	いじめ、体罰は決して許されるものではありません。いじめ解消に向けた取組みを推進するとともに、体罰の防止に向けた学校体制の確立に取り組めます。児童・生徒の悩みや不安等に対応するための教育相談体制の充実とあわせて、基本方針4の重点取組⑳㉑にお示しさせていただきました。
【第4章 基本方針5】		
90	部活動における勝利至上主義をあらためる方向にすべき。	子どもの体力づくりは、学校教育活動全体を通して体育活動の活性化を図り、運動機会を充実させることが重要であると考えます。「体育授業の充実」や「運動部活動の活性化」などにより、子どもが発達段階に応じて、各種の運動に親しみ、体力づくりに積極的に取り組むようになることをめざしております。運動部活動については、重点取組㉒において顧問等を対象にした研修を行うなど、適切な部活動の活性化が図られ、生徒が積極的に参加したいと思える魅力ある運動部活動が展開できるよう取り組んでまいります。
91	P33に総運動時間の比較があるが、市街地の環境や家庭事情も関係する。公園・体育館を作る等環境作りをお願いします。	子どもたちの体力向上のためには、安心して活動できる場の確保は重要なことであります。ご意見の趣旨は重点取組㉓「地域や家庭でスポーツ活動に親しむ機会の充実」に盛り込ませていただいております。
92	養護教諭の複数配置を進めてください。	各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、複数配置に努めているところです。
93	中学校給食は親子式か自校式にして欲しい。食材に「大阪産おおさかもん」を取り入れて欲しい。	中学校給食については、設置者である市町村が、それぞれの地域の実情にあわせ、効率的・効果的に取り組んでいただくことが必要であると考えており、実施方式についても市町村における議会等での議論を踏まえ決定されるものと考えます。給食の内容についても、実施主体である市町村において決めるものと考えます。
94	中学生の体づくりのためにも自校方式での給食が必要。	中学校給食については、設置者である市町村が、それぞれの地域の実情にあわせ、効率的・効果的に取り組んでいただくことが必要であると考えており、実施方式についても市町村における議会等での議論を踏まえ決定されるものと考えます。
95	中学校給食を自校・直営方式で実施できるよう補助制度を拡充してください。	大阪府中学校給食導入促進促進事業費補助金制度については、自校調理方式・親子方式・共同調理場方式・民間調理場活用方式のいずれについても、補助対象として認めているところです。設置者である市町村が、それぞれの地域の実情にあわせ、効率的・効果的に取り組んでいただくことが必要であると考えており、実施方式についても市町村における議会等での議論を踏まえ決定されるものと考えます。
96	中学校給食実施に向けて教職員増などの条件整備を進めてください。	中学校給食の導入促進にあたり栄養指導などをつかさどる栄養教諭等を、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律による定数を基礎として配置しているところです。

【第4章 基本方針6】		
97	給与や待遇等の改善をし、より良い教育のため優秀な先生が一人でも多く採用される事を強く希望する。	教職員の給与については、これまでも国の制度を基準として、その改善に努めてきたところです。今後とも、国や他府県の動向、本府人事委員会の意見、本府の財政状況等を踏まえながら適切な対応に努めてまいります。
98	教職員を増やしてください。	学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、各学校が抱える課題とその具体的な取組に対して、効果的・重点的な教員の配置に努めているところです。
99	副担任など担任外の先生を増やしてほしい。	
100	府立支援学校の講師比率は異常な多さ。障害児教育に意欲を持つ先生を多く採用する工夫をお願いします。	特別支援学校の教員の採用選考においては、特別支援教育に関する高い専門性と幅広い知識を有した人材を確保するため、特別支援学校免許所有者を対象とした特別支援教育推進の選考区分を設けるなど、熱意ある優秀な人材確保に努めているところです。
101	教職員の正規化や非正規職員の処遇を改善してください。	教員の大量退職が続く中、正規教員をできる限り確保するため、これまでも新規教員の採用に努力しており、今後とも、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、非正規職員のうち、非常勤職員の待遇については、常勤職員に準じた賃金・報酬等の改定等、必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところです。今後とも、府の財政状況等を踏まえつつ、国や他府県の様態等も見極めながら、適切な対応に努めてまいります。
102	市町村でいつまでも教員を放さないことのないよう市町村間の異動も考慮すべき。	人事異動は、教育活動の充実を図り、教員の適材を適所に配置し、教員個々の資質向上を図るものと考えており、市町村間の人事交流についても推進しているところです。
103	部活だけでなくいかなる指導の時も体罰は禁止するよう徹底してください。	すべての教育活動において、体罰は決して許されないものであることから、これまでも管理職を含めすべての教職員に対して体罰防止について周知するとともに、体罰を許さない学校づくりについて取り上げてきたところですが、体罰根絶に向け、引き続き研修を行ってまいります。
104	コモンセンスペアレンティング(CSP)を教員研修に取り入れていただきたい。	ご意見のとおり、子どもに対応する際に、コモンセンスペアレンティングが有効であることから研修の中で取り上げ、受講者からも子どもたちへのかかわり方を学ぶ意義ある研修と高い評価を得ています。今後も引き続き、子どもたちへ適切に対応できるような研修内容にしていきたいと考えております。

105	<p>生徒・保護者からの意見は重要であるが客観的で適正な評価ができることが前提。評価等の事務を簡素化するほうが教育力向上には効果的ではないか。</p>	<p>府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。</p> <p>教職員の評価・育成システムにつきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図るため、府立学校のすべての教職員及び市町村立学校の府費負担教職員(※)を対象に実施しています。</p> <p>大阪府立学校条例の施行を受け、平成25年度以降、校長が行う教員評価につきましては、授業に関する評価を含めて行い、その際には生徒又は保護者による評価を踏まえることになりました。</p> <p>生徒・保護者による評価は、授業アンケートにより把握することとしており、授業アンケートの結果を教員評価に活用することで、指導育成が充実するとともに、これまで以上に客観的な視点からの評価が可能になるものと考えております。</p> <p>評価に関する事務は、より適正に行う必要があります。そのための手続き等を規則等で定めております。その手続きに則った適正な評価がなされることよって、教育力の向上につながるものと考えております。</p> <p>(※)府費負担教職員とは、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を指します。</p>
106	<p>成果至上主義が子どもを追いこんでいないか不安。市立高校のような事件が二度と起こらないよう、しっかりとした対策を。</p>	<p>府立学校では、生徒・保護者・教職員を対象にした学校教育自己診断を活用して自己評価を行っています。また、自己評価の結果や保護者からの意見に基づいて、学校協議会から意見をいただいております。それらを反映して次年度の学校経営計画を策定しています。今後とも、保護者や地域住民等の意見を反映しながら学校改善を図ってまいります。</p>
107	<p>個人を競争させ、成果主義に誘導していくようなやり方には大いに反対。教員がお互いに協力して、安心して教育活動に専念できるよう、成果主義をやめてください。</p>	<p>府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。</p> <p>教職員の評価・育成システムの実施を通して、校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となり、教育をめぐる諸課題に学校全体として適切に対応することで、子どもたちの願いや府民・保護者の期待に応えていくことが重要であると考えております。</p>
108	<p>P36に関して。学校は1つのチーム。先生同士を過度に競わせて、先生同士のつながりが分断され、チームワークが失われる事で生徒達はより良い教育を受けられるとは考えられない。</p>	<p>学校現場を取り巻く教育課題の解決には、日頃から教職員がそれぞれの役割に応じて同僚教職員と連携し、相互に協力しながら、様々な活動を展開していくことが重要です。</p> <p>また、教職員が自らの役割や子どもたちの状況を踏まえ、教育活動をはじめとする様々な活動の目標を立て、創意工夫を凝らした意欲的な実践活動を行うことも大切です。</p> <p>このため、教職員の評価・育成システムの実施を通して、すべての教職員が学校の目標を共有し、校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となり、教育をめぐる諸課題に学校全体として適切に対応することで、子どもたちの願いや府民・保護者の期待に応えていくことが重要であると考えております。</p>

109	教員を査定する授業アンケートは、教員と保護者・子どもの信頼関係をこわすので、本格実施をやめるべき。	授業アンケートは、これまでからも府内の各公立学校において教員の授業力向上を目的として実施されてきたところであり、アンケート結果を教員にフィードバックすることで、教員自らが授業改善に取り組んでまいりました。 今後、これまでの教員の授業力向上や授業改善という目的に加え、授業アンケートの結果を教員評価にも活用することで、指導育成が充実するとともに、これまで以上に客観的な視点からの評価が可能になるものと考えております。
110	評価結果の給与反映が教員の意欲をそいでいる。評価システムを変え、給料カットを中止すること。	府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。 教職員の評価・育成システムにつきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図るため、府立学校のすべての教職員及び市町村立学校の府費負担教職員(※)を対象に実施しているところであり、本システムを適正に運用することが重要と考えております。 評価結果の給与(昇給・勤勉手当)への反映につきましては、平成19年度から、前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績判定に活用しているところです。 また、給与の特例減額(カット)につきましては、依然として危機的な財政状況が続いており、引き続き特例減額を行わざるを得ないとして実施しているところです。 (※)府費負担教職員とは、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を指します。
111	「がんばった教員」の基準は何か。誰が評価するのか。	学校には、次の世代を担う子どもたちの、学力の向上はもとより、社会の変化に十分対応できる力を養うとともに、人権感覚や他人を思いやる心といった豊かな人間性をはぐくむことが求められています。 このような状況の中で、教員自らの能力、資質の向上に努めていく姿勢を引き出し、しっかりサポートしていくことが求められており、また、各学校における課題解決に積極的に取り組む教職員を適正に評価することが重要と考えております。 教員評価の基準については、規則等で定めており、評価者は校長・准校長となっております。
112	教職員の再任用に際して、生徒・保護者の評価を重視することとしてはどうか。	再任用は、従前の勤務成績、勤務意欲及び心身の状況等を総合的に勘案し選考しています。

113	指導力不足の教員がいるのは事実だが、教員が校長などからの評価・管理の対象でしかないように感じる。もう少し尊重されてもいいのでは。	<p>教職員の評価・育成システムでは、府立学校のすべての教職員及び市町村立学校の府費負担教職員(※)が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を主体的に設定して、校長等の支援を受けながら、意欲的に取組みを進めることを基本としています。校長等は教職員が目標達成に向けて取組みを進めるにあたって、教職員の目標達成を支援するとともに、日頃から教職員の職務遂行状況の把握に努め、必要な指導・助言を行い、教職員が自らの意欲・資質能力を一層高めることを促します。</p> <p>(※)府費負担教職員とは、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を指します。</p>
【第4章 基本方針7】		
114	「学校経営」とあるが利潤を追求している企業のような印象を受け違和感があるので、「学校運営」に変えてほしい。	府立学校では、校長の適切で強いリーダーシップのもと、中期的(3年間)視点を持ち、取組みの重点目標を明確にしながらPDCAサイクルによる計画的な学校改善を進めるという観点から、「学校経営」としています。
115	校長の専権的運営をなくし、教職員との集团的合意形成をめざすべき。	「学校組織運営に関する指針」(平成22年改訂)において、校長が適切なリーダーシップ発揮しながら学校経営を行うに当たっては、教頭をはじめ教職員から十分意見を聴取し、教職員の学校経営への参画意欲を喚起することとしております。今後とも、校長のリーダーシップのもと、教職員が意思疎通、共通理解を図り、一丸となって教育をめぐる諸課題に対応してまいります。
116	新たに副校長を作ってマネジメントしてほしい。	重点取組⑩において、校長をサポートする体制の整備について記載しており、校長にとって最もマネジメントしやすい体制について、現場のニーズも踏まえながら、そのあり方についても検討しているところです。
117	マネジメント能力が何を指すか明らかでない。教育現場での実践のない外部人材に机上の理論で現場教職員の指導はできない。	府立学校の校長の職については、優秀な人材を内外から広く求め、公募(現職の教頭、教員等からの募集を含む。)により、組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進する等、教育現場での実践力を有した人材を採用しているところです。
118	学校協議会は地域の不特定の人が当たるようにしてほしい。学校と密に話し合いや連絡できるようにしてほしい。	府立学校の学校協議会委員については、広く意見を求めるため、任期は2年とし、再任は原則2回までとしています。また、府立学校では、広く保護者や地域の住民の皆様のご意見をいただけるよう、学校のWebページ等で情報を発信するとともに、電話やメールによるご意見も受け付けています。さらに、教育委員会事務局のWebページからもご意見をいただくことができます。
119	保護者でも教員でもない第三者を学校経営にとり入れる学校協議会方式は問題。	府立学校の学校協議会では、学校が行う自己評価の客観性を高めるとともに、学校と地域が共通理解を持ち、その連携協力によって学校運営の改善を進めるために、地域住民の方の参加を求めています。また専門的観点から評価を行い学校評価全体を充実するために学識経験者の方の参加を求めています。

120	学校評価の評価者に卒業生、保護者のOBを加えてはどうか。	府立学校の学校協議会では、保護者、地域の住民その他の関係者、学識経験者の方が必ず参加していますが、多くの学校で、卒業生や保護者のOBの方が地域の住民その他の関係者として学校協議会に参加しています。
121	保護者は、授業アンケートではなくゲストティーチャーとして子どもに知見を伝えることで自信をもって学校運営に参加でき、開かれた学校になると思う。	府立学校では、開かれた学校づくりを進めるため、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行っています。保護者の方には、授業参観のほか、PTA行事・学校行事などにも積極的に参加いただきたいと考えております。
122	現場の教職員が快適な職場環境のもとで、生き生きと働き続けることは、子どもたちの教育にも良い影響を及ぼすことから、労働安全衛生法等に則した職場環境づくりの必要性を記載すべき。	労働安全衛生法等に基づく職場環境づくりをすることは、当然取り組むべきものであることから、本計画には記載していません。なお、子ども達の教育にとって、教職員が働きやすい職場環境であることが重要であると認識しており、今後とも、各学校で労働安全衛生法等に基づき、快適な職場環境となるよう取り組んでまいります。
123	教職員の長時間労働解消を進めてください。	府教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」で検討を行い、各種通知・調査の精選やICT機器の活用による情報の共有化を図るなど、教職員の業務負担軽減に努めています。
【第4章 基本方針8】		
124	大阪は全国と比べて学校耐震化が遅れている。早急に対策を立ててください。	基本方針8の中で、府立学校については平成26年度末までに耐震化率100%を達成することとしています。また、公立の小・中学校の耐震化については、設置者である市町村に国の補助制度を活用して整備を進めるよう働きかけるなどとしております。
125	耐震化や地震・津波対応の避難訓練など地震への備えをしっかりと考えてください。	児童・生徒の命を守るためには、避難訓練を行ない地震等への備えを行うことは、重要であると考えております。これまでも、東日本大震災を踏まえ、府立学校、市町村教育委員会に対して、火災のみならず、地域の実態に即し、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行い、自らの命を守り抜く防災教育を推進するよう指導しており、今後とも基本方針8の「安全で安心な学びの場づくり」の取組みをすすめてまいります。
126	教職員に応急手当の講習を受けてほしい。	事件・事故災害等の緊急時に適切に対応するため、教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法の技能を習得することは重要です。府教育委員会では、運動部活動指導者を対象とする講習会を開催するとともに、各学校に対して、初任者校内研修として応急手当に関する研修を実施するよう指導しております。

127	子どもの健康を最優先に、震災がれきの焼却はやめてください。	被災地支援のための災害廃棄物受入れにあたっては、府民の安全を大前提とするため、「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定し、平成24年11月下旬から12月上旬には、この指針に基づく試験処理を実施し、全ての工程で放射線等の測定を行いました。 その結果、いずれについても、処理指針の基準を大きく下回り、安全に処理できることを確認しました。 今後とも、処理指針に基づく基準を満たしていることを確認しながら処理を進めてまいります。
【第4章 基本方針9】		
128	P44。親学習について全然知らなかった。もっと広報してください。	親学習については重点取組④で取り組むこととしており、より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、府民への広報に努めてまいります。 また、市町村にも住民への広報の充実を働きかけてまいります。
129	幼稚園、保育所での一時保育の充実など子育てのサポート強化をお願いします。	〔幼稚園〕 「共働き世帯」も含めて長時間でも安心して私立幼稚園に子どもを預けられるように、保育所並みの11時間開園(朝8時から夜7時まで)や、休日保育・夏休み保育など、私立幼稚園の保育サービスを拡大する「大阪スマイル・チャイルド事業」に取り組んでいます。 また、私立幼稚園にキーンダーカウンセラー(臨床心理士等)を配置し、在園児の保護者以外も含めた地域の保護者を対象にしたカウンセリングの実施や、地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供など、私立幼稚園の地域の子育て支援の拠点としての機能の充実を促進しているところです。 〔保育所〕 一時預かり保育や保育時間の延長、休日・夜間の保育、病気の子どもの保育等、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスについて、地域の保育所等で実施できるよう、引き続き、市町村を支援してまいります。
【第4章 基本方針10】		
130	経常費補助金単価の増額を望みます。	私学助成については、公私を問わず自由な学校選択の機会を提供するため、重点事業として、私立高校生等に対する授業料無償化制度に取り組んでいるところであり、本府の厳しい財政状況を踏まえ、現時点において経常費補助金単価の増額は困難と考えております。
【その他】		
131	幼稚園～高校までの参観日に、保護者等を対象とした心の学習会を組み込むといいのでは。	基本方針9の重点取組④で、「すべての府民が参加できる親学習の場づくり」として、より多くの保護者が親学習に参加できるような取組みを進めていくこととしております。具体的な取組みについては、参観日に限定することなく、より効果的な方法について、今後、事業計画や毎年度の事業展開の中で検討してまいります。
132	小・中学校のエアコン設置など学校施設の予算をつけてください。	公立小・中学校の施設整備については、設置者である市町村の負担と責任により実施されるべきものであることから、府としては、国の補助制度を活用してエアコンの設置などの施設整備を進めるよう、市町村に働きかけてまいります。

133	<p>虐待通告を義務付けるのであれば、その先の一時保護所や施設を保障すること。</p>	<p>児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律において、すべての国民に対し、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに関係機関に通告することが義務付けられています。</p> <p>大阪府子ども家庭センターでは、通告等により、一時保護が必要と判断した子どもを一時保護所等に保護したり、保護者と一緒に暮らすことができない子どもを児童養護施設等の入所施設に措置するなどの事務を行っており、今後も、これらの子どもが安全・安心に生活できるよう、適切に対応していきます。</p>
-----	---	--